

# 公民館施設の使用について（簡易版）

## 1. 施設の利用

- (1) かならず団体として申し込んでください。個人での使用はできません。ただし、図書室の使用や学習目的の使用など、公民館の性質にかなう場合は許可します。
- (2) 申込は3ヵ月前からとし、使用日の5日前までに申請書を提出してください。
- (3) 町各部局の使用も認めますが、公民館活動が優先されます。（申請書提出必要）
- (4) 公民館下（所在地）で集会所を有していない場合、集会所としての公民館使用を認めます。

## 2. 部屋を利用できない場合

- (1) 営利を目的とする事業を行なうことや、その事業のために使用はできません。
- (2) 特定政党の利害に関する事業を行い、または公私の選挙に関して特定の候補者を支持する内容で使用できません。（政治的利用をまったく認めないとするものではない）
- (3) 特定の宗教を支持し、または特定の教派、宗派若しくは教団を支持することを目的として使用することはできません。（宗教団体であっても内容が宗教色を帯びていない内容であれば、利用可）
- (4) その他設備を破損し、又は他の使用者に迷惑をかけるおそれがあるときは認めません。

## 3. 減免をしたいとき

- (1) 使用については原則有料ですが、直接町部局や教育委員会が実施する活動での使用や、各公民館で認めたサークル及び教室のグループ、地域（公民館下）における社会教育関連団体（自治会、婦人部、老人会 など）活動の使用料は全額免除となります。
- (2) 減免ができないのは、地域外の団体、企業による使用ですが、地域団体による使用であっても会費等の金銭授受が発生する場合は料金を徴収します。
- (3) その他、教育長が認める場合は料金を減免することができます。

公民館使用料(1時間あたりの金額) (令和元年10月1日～)

室名	午前9時～午後5時まで	午後5時～午後10時まで
調理実習室、和室、会議室、研修室その他同等室	110円 (町外団体利用+55円) (冷暖房利用+20円)	160円 (町外団体利用+80円) (冷暖房利用+30円)
大集会場、体育館、文化伝習ホール	220円 (町外団体利用+110円) (冷暖房利用+40円)	550円 (町外団体利用+275円) (冷暖房利用+110円)
多目的ホール（コンセールのと）	2,750円 (町外団体利用+1,350円) (冷暖房利用+550円)	3,300円 (町外団体利用+1,650円) (冷暖房利用+660円)

- 1 利用者が本町の居住者でない場合は、基本使用料に100分の50を乗じて得た金額を加算した額とする。
- 2 冷暖房施設を利用する場合は、基本使用料に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。